

入札説明書等の一部訂正のお知らせ

「八尾市消防本部建設等整備事業」の入札説明書等について、下記のとおり訂正いたします。

令和 6 年 3 月 29 日

八尾市

(赤枠のうち赤字が訂正箇所です。)

訂正後		訂正前	
○要求水準書<庁舎編>第3 施設整備業務 4 各部の要求水準 オ 共用部・設備関連機能 (イ)設備関連		○要求水準書<庁舎編>第3 施設整備業務 4 各部の要求水準 オ 共用部・設備関連機能 (イ)設備関連	
諸室等 (面積㎡)	要求水準	諸室等 (面積㎡)	要求水準
	周辺住宅への影響、維持管理やメンテナンス性も考慮して適切に選定する。		周辺住宅への影響、維持管理やメンテナンス性も考慮して適切に選定する。
デジタル無線関連設備	【用途】 ・消防救急デジタル無線のアンテナを設置する設備。 【要件】 ・市域における消防救急デジタル無線の交信を支障なく行うために必要な地上高に設ける空中線(コーリニア型・スリーブ型)の設置が可能な構造とする。 ・指令センター編の要求水準書に示す消防救急デジタル無線設備の内容を満足し、運用に支障をきたさないようにする。 ・電波伝搬調査結果(指令センター編の要求水準書「別添資料1 電波伝搬調査結果報告書」)及び近畿総合通信局との協議結果を 参考資料としつつ、適宜消防との協議 に基づき整備が行える構造とする。 ・大規模な改修工事が発生しない強度を有し、落雷対策を講ずる。 ・アンテナのメンテナンスができる動線を確保する。	デジタル無線関連設備	【用途】 ・消防救急デジタル無線のアンテナを設置する設備。 【要件】 ・地上 35m に設ける空中線(コーリニア型・スリーブ型)の設置が可能な構造とする。 ・指令センター編の要求水準書に示す消防救急デジタル無線設備の内容を満足し、運用に支障をきたさないようにする。 ・電波伝搬調査結果(指令センター編の要求水準書「別添資料1 電波伝搬調査結果報告書」)及び近畿総合通信局との協議結果に基づいて整備が行える構造とする。 ・大規模な改修工事が発生しない強度を有し、落雷対策を講ずる。 ・アンテナのメンテナンスができる動線を確保する。

訂正後	訂正前													
<p>○要求水準書<庁舎編> 別紙1 各室性能表</p> <table border="1" data-bbox="302 252 902 518"> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>分散配置可</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	備考			分散配置可			<p>○要求水準書<庁舎編> 別紙1 各室性能表</p> <table border="1" data-bbox="1317 252 1933 518"> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>EV車用の充電設備を設置</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>分散配置可</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	備考		EV車用の充電設備を設置		分散配置可		
備考														
分散配置可														
備考														
EV車用の充電設備を設置														
分散配置可														

訂正後	訂正前
<p>○要求水準書<指令センター編>第3 指令センター整備業務に関する要求水準 4 指令センターの要求水準 (26)デジタル無線 ウ 遠隔制御装置</p> <p>ウ 遠隔制御装置 本装置は無線回線制御装置を介し、消防本部の保有する基地局無線装置全チャンネルと接続し、無線交信の集中制御・統制ができること。無線交信は各移動局との音声通信が行えること。</p>	<p>○要求水準書<指令センター編>第3 指令センター整備業務に関する要求水準 4 指令センターの要求水準 (26)デジタル無線 ウ 遠隔制御装置</p> <p>ウ 遠隔制御装置 本装置は無線回線制御装置を介し、消防本部の保有する基地局無線装置（眉山・瀬戸前進基地局）全チャンネルと接続し、無線交信の集中制御・統制ができること。無線交信は各移動局との音声通信が行えること。</p>

訂正後	訂正前
<p>○要求水準書<指令センター編>第3 指令センター整備業務に関する要求水準 4 指令センターの要求水準 (26)デジタル無線 キ 基地局無線設備 (ウ)基地局無線装置の無線機実装の考え方</p> <p>(ウ) 基地局無線装置の無線機実装の考え方 基地局には3系統の活動波及び主運用波と統制波（個別実装）の現用無線機に対して有効な冗長性をもたせるものとする。</p>	<p>○要求水準書<指令センター編>第3 指令センター整備業務に関する要求水準 4 指令センターの要求水準 (26)デジタル無線 キ 基地局無線設備 (ウ)基地局無線装置の無線機実装の考え方</p> <p>(ウ) 基地局無線装置の無線機実装の考え方 基地局には3系統の活動波及び主運用波と統制波（3波切替）の現用無線機に対して有効な冗長性をもたせるものとする。</p>

訂正後					訂正前				
○様式集 様式 12-1 基礎審査チェックリスト【新庁舎】					○様式集 様式 12-1 基礎審査チェックリスト【新庁舎】				
共用部・設備関連機能	来庁者対応スペースは、廊下からパーテーション等で区画したスペースとなっている	13-2②			共用部・設備関連機能	来庁者対応スペースは、廊下からパーテーション等で区画したスペースとなっている	13-2②		
	各事務室階に車いす使用者等が使える多目的トイレが計画されている	13-1② 13-2②				各事務室階に車いす使用者等が使える多目的トイレが計画されている	13-1② 13-2②		
	授乳室が1階に配置されている	13-2②				授乳室が1階に配置されている	13-2②		
	庁舎出入口は、来庁者メインの正面玄関（自動ドア）の他、職員用の通用口が別途設置されている	13-2②				庁舎出入口は、来庁者メインの正面玄関（自動ドア）の他、職員用の通用口が別途設置されている	13-2②		
	デジタル無線関連設備として、空中線（コーリニア型・スリーブ型）の設置が考慮されている	13-1① 13-2④				デジタル無線関連設備として、地上 35m に設ける空中線（コーリニア型・スリーブ型）の設置が考慮されている	13-1① 13-2④		